

安全衛生担当者必携!

令和6年度版

安衛法便覧

B 6 判／約6,400頁／定価19,800円(本体18,000円+税)
【全3巻1セット函入り／検索支援ツールあり／セット販売のみ】



※書籍はイメージです。

主な内容・構成

第1巻 法令編

- 労働安全衛生法、施行令、規則をはじめ、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、特化則、電離則、事務所則、粉じん則、石綿則などの法令を網羅。

第2巻 法令・指針編

- 作業環境測定法、じん肺法、労働基準法などの関連法及びその政令、省令、告示
- 指針関係(構造規格、自主検査指針、特別教育規程、作業環境測定に関する基準、免許・試験規程、技能講習規程など)

第3巻 行政指導通達編

- 平成元年より最新のもののまで、約180件の主要な行政通達を登載。

■ 官公庁、建設業・製造業等で古くから使用されています。

「安衛法便覧」とは
労働安全衛生の分野に
特化した法令集です。



こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 安全衛生に関する法令が膨大すぎて整理して理解できません。
- ✓ 頻繁に改正されるので、フォローアップが大変です。
- ✓ 条文の中に他の条文が引用されていて、探すのが面倒です。
- ✓ 労働局や監督署に提出する書式を探すのに苦労しています。
- ✓ 罰則の適用を受けるのではないかと不安になるときがあります。

本書は令和6年6月1日現在の法令に基づいて掲載しています。
以降の法改正等につきましては、弊社ウェブサイトにてご案内いたします。

▶ <https://www.chosakai.co.jp>

「安衛法便覧」が必要とされる理由

安全衛生活動を進める上で、必要となる法令や通達の知識。しかし、労働安全衛生法や関連する政省令・通達は数が膨大で内容も複雑多岐にわたっています。「業務に関連する情報がどこにあるか分からない」「条文中の語句をどう解釈すれば…」などの悩みは尽きません。『安衛法便覧』は、安全衛生に関する法律や政令、省令はもちろんのこと、各条文には関連する「通達」や実務上の参考として「解説」を付けており、今知りたい情報がすぐに見つかります。

中ページのご紹介

関連政令
関連する政令(労働安全衛生法施行令)を掲げています。

関連省令
関連する省令(労働安全衛生規則など)の条文を掲げています。

関連告示
関連する告示や公示の名称を掲げています。

解釈例規
この規定に関連する通達を掲げています。

(根 一四)
この規程の根拠となる労働安全衛生法の条文を示しています。

判例
労働安全衛生法違反による裁判例の要旨を掲載しています。

解説
実務上の参考となるわかりやすい解説です。

労働安全衛生規則(15条の2～17条)

第五節 作業主任者 (作業主任者の選任) 第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。	労働者の健康管理等を行うに必要知識を有する保健師とは、従来名簿(別注)地域産業保健センターに備えている労働者の健康管理に必要知識を有する者の名簿をいうに記載されていた保健師に加え、今後新たに名簿に更新されることがなくなることに鑑み、日本産業衛生学会登録産業看護師のうち保健師の資格を有する者及び独立行政法人労働者健康福祉機構の実施する産業保健推進センター事業における研修等を受講した保健師とするものであること。 (平三・三・三〇 基発第三二二号)
【安衛法施行令】 (作業主任者を選任すべき作業)(抄) 第十六条 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く)の取扱いの作業 イ 第一号第五号イに掲げる容器で、内容積が五立方メートル以下のもの ロ 第一号第五号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が一立方メートル以下のもの	うち、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の適用を受ける第一種圧力容器の取扱いの作業については、前項の規定にかかわらず、ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー規則」という。)の定めるところにより、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができ (根 一四)
(作業主任者の職務の分担) 第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作	1 本条は、法に基づき制定された省令に規定するすべての作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格および名称を整理し、一括的に掲げたものであること。 なお、それぞれの作業主任者に関する資格要件、職務内容等具体的な事項については、それぞれの省令で定めるところによることとされていること。 2 別表第一の「名称」の欄の「高圧室内作業主任者」は、旧高圧容器防止規則(昭和三十六年労働省令第六号)に定める高圧室管理者と同様なものをいうものであること。 3 別表第一の資格を有する者の欄の「ガス溶接作業主任者免許を受けた者」には、昭和四十七年一月一日において現に旧規則第三九七条の規定によるアセチレン溶接主任者免許を有する者(昭和四十六年労働省令第三号附則第八条の規定により当該免許を有する者を含む。)が含まれるものであること。 (昭四七・九・一八 基発第六〇一号の二)

897

ココに注目!

- 必要な情報が各条文ごとにまとめられています。
- 関連する法令や解釈例規を検索する時間や労力が短縮できます。

充実の内容

1 必要な法令・通達・指針等を網羅!

2 法改正に対応した最新版!

3 検索支援 ツールですぐに探せる!

4 通達WEBからダウンロード可能!

PDF

検索支援ツールでは、用語を任意に入力して検索する「**用語検索**」と、あいいうえお順にリスト化された用語の読みから探し出す「**五十音順**」の2種類の検索が可能です。

第3巻に収録されている行政指導通達をはじめ、第3巻に未収録の昭和時代の行政通達(約140件)を含む昭和32年~令和6年までの主だった**行政指導通達をインターネット上でご覧になれます。**

直近3年間の改正内容

令和6年度版	主な【改訂内容】	●ラベル・SDS対象物質に係る規定方法が大きく変更。安衛令には性質や基準を包括的に示して規制対象の外枠を規定し、ラベル・SDS対象物質は安衛則別表2に列挙されることに。また、安衛則別表2の「据切値」に係る規定が削除され、告示で定められることに(安衛令第18条、第18条の2及び別表第9。安衛則第30条、第34条の2及び別表第2)。●石綿含有成形品の除去に係る措置及び石綿等の切断等の作業に係る措置について、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置を行うことを義務付け(石綿則第6条の2第3項第2号、第13条第1項)。●個人サンプリング測定及び溶接ヒューム測定の精度を担保するため、当該測定を行う者の要件を定める等の改正(有機則第28条の3の4、鉛則第52条の3の4、特化則第36条の3の4、第38条の21第13項、粉じん則第36条の3の4、登録省令第1条の2の44の17~3。●個人サンプリング法の対象物質として14物質が新たに追加されるとともに、7物質の分析方法に誘導結合プラズマ質量分析法(ICP-MS)を追加。また、「有機溶剤の量に乘ずべき数値」も改正(作業環境測定基準ほか)。●危険に係る業務または作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務(ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る)を事業者に課す(安衛則第101条第5項、ボイラー則第19条、クレーン則第26条、ゴンドラ則第18条ほか)。
	主な【新規通達】	■貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について(労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)関係問答〔令5.8.1事務連絡〕) ■石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について〔令5.8.29基発0829第1号〕 ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令の施行について〔令5.8.30 基発0830第1号。ラベル・SDS対象物質関係〕 ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について〔令5.9.29基発0929第1号。ラベル・SDS対象物質関係〕 ■労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について〔令5.11.9基発1109第1号〕 ■じん肺法施行規則の一部を改正する省令の公布について〔令6.3.28基発0328第15号〕 ■有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について〔令6.4.4基発0404第2号〕 ■作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について〔令6.4.10基発0410第1号〕 ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について〔令6.4.25基発0425第1号。新規化学物質の届出等の原則電子化〕 ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について〔令6.4.30基発0430第4号。一人親方等への保護措置〕 ■【ガイドライン関係】 ■リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について〔令5.10.17基発1017第1号〕 ■「手すり先行工法」に関するガイドラインについて〔令5.12.26基発1226第2号〕 ■山岳トンネル工事の切羽における肌路土災害防止対策に係るガイドラインの改正について〔令6.3.26基発0326第1号〕 ■個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について〔令6.4.10基発0410第2号〕
令和5年度版	主な【改訂内容】	●個人サンプリング法による測定対象物質の追加(粉じん、特化物の一部、有機溶剤等)に伴い、作業環境測定基準等を改正(同第2条第4項、第10条第5項、第13条第5項、ガイドライン)。この他にも新しい化学物質規制の施行に伴い、濃度の基準や作業環境測定、講習などに関する告示、技術上の指針などの制定・改正が順次行われています。●工作物の解体等を行う際の石綿等の使用の有無に関する事前調査の要件及び記録の保存等について新たに規定(石綿則第3条第4項及び第7項。建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第2条第5項~第7項、第16条の2~12)。●側足場からの墜落・転落災害が多発していることから、側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を新たに規定(安衛則第56条の2を新設)。また、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるために必要な措置を規定(安衛則第56条、第151条の67、第151条の74、第36条の5の4、特別教育規程第7条の4、荷役作業の安全対策ガイドラインも改正)。●所轄労働基準監督署長が認めたボイラー及び第一種圧力容器について、性能検査の手続きに係る特例を新設(ボイラー則第38条の2、第73条の2)。●金属アーク溶接等限定技能講習を新設し、同講習を修了した者から金属アーク溶接等作業主任者を選任できるとともに、当該作業主任者の職務を新たに規定(特化則第27条第2項、第28条の2、登録省令第20条第15の2)。●電動ファン付き呼吸用保護具の材料、構造、表示等について改正(電動ファン付き呼吸用保護具の規格第1条~第3条、第5条~第9条)。●使い捨て防じんマスクの規格の一部改正(防じんマスクの規格第7条第3項第4号)。
	主な【新規通達】	■第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について〔令4.11.30基発1130第1号〕 ■保護具着用管理責任者に対する教育の実施について〔令4.12.26基安発1226第1号〕 ■化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について〔令5.1.6基発0106第2号〕 ■石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について〔令5.1.12基発0112第2号〕 ■有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について〔令5.1.30基安発0130第1号〕 ■足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について〔令5.3.14基発0314第2号〕 ■貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する省令の施行について〔令5.3.28基安発0328第5号〕 ■個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について〔令5.4.17基発0417第2号〕 ■騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について〔令5.4.20基発0420第2号〕 ■労働安全衛生規則第12条の2第3項の規定に基づき、がら屑等と見做す生体組織の適用について〔令4.12.26基発1226第4号〕 ■足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について〔令5.3.14基安発0314第2号〕 ■労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の提示内容について〔令5.3.29基発0329第3号〕 ■労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき、がら屑等と見做す生体組織の適用について〔令5.3.30基安発0330第3号〕 ■作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について〔令5.4.17基発0417第4号〕 ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について〔令5.4.24基安発0424第2号〕 ■労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき生体組織が定める物及び生体組織が定める濃度の基準の適用について〔令5.4.27基安発0427第1号〕
令和4年度版	主な【改訂内容】	●簡易ボイラーとして新たに2種類が追加され、規制の対象に(安衛令第1条)。●安衛法第31条の2の規定により注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について対象が拡大(安衛令第9条の3)。●職長等に対する安全衛生教育の対象として2業種が追加(安衛令第19条)。●名称等の表示・通知を要する化学物質として234物質が追加(安衛令別表第9、安衛則別表第2)。●長時間労働が見込まれる医師に対する面接指導等について、面接指導の対象となる医師の要件や面接指導の証明、記録作成に関する規定の創設(安衛則附則第19条、同条の2~3)。●安衛則第48条の歯科健康診断(定期のものに限る)を行ったときは、その結果を遅滞なく所轄労働基準監督署長に対して報告することが義務化(安衛則第52条第2項)。●事務所における労働衛生基準が見直され、便所の設置衛生基準等が変更されるときに、「独立個室型」の便所の特例が新たに規定。また、作業面の照度や室温の基準についても改正され、備えおくべき救急用具等の規定が削除された(事務所則第5条、第10条、第17条、同条の2、安衛則第628条、同条の2、第634条)。●一人親方等についても、新たに安衛法第22条に基づく健康障害を防止するための措置の対象に(安衛令をはじめとする11省令を改正)。●化学物質による労働災害防止のための新たな諸規制を整備(令4.5.31省令第91号・告示第190号により安衛則、特化則、有機則、鉛則、四アルキル則、鉛じん則、石綿則、指針を改正)。●指針の改正:事業場における労働者の健康保持増進のための指針(令3.12.28健康保持増進のための指針公示第9号、令4.3.31健康保持増進のための指針公示第10号)。
	主な【新規通達】	■「インターネット等を介したeラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイドライン」等の周知について〔令3.9.1基安安発0901第3号、基安安発0901第4号、基安安発0901第1号〕 ■技能講習の講師要件に係る質疑応答について〔令3.9.1基安安発0901第4号、基安安発0901第3号、基安安発0901第2号〕 ■リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について〔令3.9.3基安安発0903第6号〕 ■事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について〔令3.12.1基発1201第1号〕 ■少量新規化学物質の承認申請における確認調査票の廃止について〔令3.12.20基安発1220第1号〕 ■制震剤を使用した床材の制震作業における労働災害防止について(一部改正)〔令3.7.5基安安発0705第2号、令3.12.22基安安発1222第2号〕 ■労働安全衛生法に基づく安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について〔令4.1.11基安安発0111第2号〕 ■労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について〔令4.1.19基安安発0119第2号〕 ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令の施行等について〔令4.2.24基安安発0224第1号〕 ■事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について〔令4.3.1基安安発0301第1号〕 ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について〔令4.4.15基安安発0415第1号〕 ■ボイラー等の過熱制御基準等について〔令4.4.21基安安発0421第3号〕 ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について〔令4.4.28基安安発0428第1号〕 ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について〔令4.5.31基安安発0531第9号〕

Q1 安衛法便覧の特長を教えてください。

- A 法令の条文一つひとつに、関連する通達や公示、告示、裁判例などを掲載しています。これにより、1つの条文を検索するだけでいくつもの必要な情報が得られる仕組みになっており、改めて施行令や通達を探す手間が省けます。

Q2 見方の具体例を教えてください。

- A 2ページの見本にある、作業主任者の選任を定めた安衛則第16条を例にします。この省令の法的根拠となる安衛法第14条を「根 一四」と示すとともに、選任が必要な作業として条文中に書かれた「令第6条第17号」が関連政令の欄に全文掲載されていることから政令を探す作業が不要となっています。さらに、安衛則第16条の主旨等を分かりやすく解説した通達を「解釈例規」として掲載することで、一段と理解が深まるよう工夫されています。

Q3 安衛法便覧の3冊には何が掲載されているのですか？

- A 第1巻には主に安衛法と安衛法施行令、安衛規則、ボイラー則やクレーン則といったいわゆる「特別則」と呼ばれるもの全てが掲載されています。第2巻では安全衛生管理に関係する、作業環境測定法やじん肺法、労働基準法、労働者派遣法等が確認できます。同時に、能力向上教育等の「指針」やエレベーター等の「構造規格」等も掲載しています。第3巻では「エイジフレンドリーガイドライン」といった主要なガイドライン等を掲載しています。複雑で難解な安衛法令の規定を分かりやすくまとめたガイドラインは実務に役立ちます。

Q4 今の時代は、インターネットで簡単に通達を探せるのでは？

- A 条文の中に他の条文が引用されている場合も多く、これらの条文をその都度検索するとなると、さらに時間や労力が費やされてしまいます。また、「用語は知っているけれども該当する法令の条文や通達が見つからない」という場合も同様です。さらには、ヒットした情報が改正前のものであったという可能性もあります。安衛法便覧は最新版「検索支援ツール」をはじめとする牽引ツールが充実しており、容易に最新の情報へアクセスできます。

Q5 どんな方が購入されているのですか？

- A ゼネコン等の建設業や自動車・鉄鋼等の製造業はもちろん、様々な業種の安全衛生管理部門・安全担当者（安全衛生責任者等）の他、労働安全・衛生コンサルタントや社会保険労務士といった労務・安全衛生管理の専門家にもご活用いただいています。また、労働安全衛生法には罰則規定もあることから、「労働Gメン」である労働基準監督官、弁護士や検察官といった司法関係者にも書類送検や裁判の法的根拠（エビデンス）として利用されており、初版の昭和48年度版から現在まで長きに亘り支持され続けている商品です。

安衛法便覧 令和6年度版 FAXお申込書

ISBN978-4-86788-051-7 お申込日 令和 年 月 日

会社名・団体名	ふりがな		冊数	冊
ご担当者名	ふりがな	部署名		
送付先	〒 □□□-□□□□ ふりがな			
TEL	()	FAX	()	
E-mail				
〈通信欄〉				

※必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。※送料別途加算

☐ お預かりした個人情報は、新刊書籍をはじめとする弊社のご案内等に利用する場合がございます。今後、案内を希望されない場合は、□欄にチェックをご記入ください。

●お申込みは

京都下支部 F A X 075-353-3530
(公・社) 京都労働基準協会 京都下支部